

知ろう考えよう「人権三法」

「人権三法」という言葉をご存知でしょうか。

これは、近年相次いで制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別の言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」「部落差別（部落差別解消推進法）」の三つの法律を指す言葉です。

① 障害者差別解消法

この法律では、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すために、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

不当な差別的取り扱いとは、国・自治体などの役所や、会社やお店などの事業所が、正当な理由なく、障がいを理由として差別をすることです。また、合理的配慮とは、障がいのある人から社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することです。負担が重すぎると思われる場合でも、話し合いをし、別の方法を考えたりしながら対応していきます。

② ヘイトスピーチ解消法

近年、特定の民族や国籍の人々などを地域社会から排除しようとする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな人権問題となつています。ヘイトスピーチは、被害者に経済的・心理的なダメージを与えるだけでなく、日常生活への支障、社会からの孤立などの悪影響も与えます。

この法律では、ヘイトスピーチを許さないという理念や、ヘイトスピーチのない社会の実現を目指すことが示されています。さらに、「相談体制の整備」「教育の充実等」「啓発活動等」をヘイトスピーチの解消に向けた基本的施策として掲げています。

③ 部落差別解消推進法

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的發展の過程でつくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の

一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

この法律には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展（ネット社会の発展）に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることが明記されています。さらに、部落差別の解消に関する基本理念を定め、国や自治体の責務を明らかにしています。そして相談体制の充実や教育・啓発などに力を入れることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

ここでは、単に三法の紹介だけでなく、国や自治体などが発する正しい情報をもとに、理解を深めていくことはありませんか。

市人権推進課（教育庁舎1階）
 ☎ 32・2122
 FAX 33・3525
 Mail:jinkensuisin@city.komatsushima-jp

市民文芸 花みずき歌壇 (348) 松並敦子・選

夏草に石仏覆われ時間いま止まりしならむ我の行く手は

田浦町 西 照子

戦争の痛みを知らぬ娘や孫に戦時の話は芯まで届かぬ

立江町 湯浅かや子

ミニ笹を窓に飾りて空に住む夫と息子へ愛の伝言

横須町 福島 夢栄

息子が植えしゴーヤのつるは窓辺に登り来て挨拶すること

横須町 三宅 敏恵

実花をたらず

赤石町 田原トシ子

取り立ての野菜を孫に送ったり箱にぎつしり一筆添えて

坂野町 橋本千代乃

毎日のこの暑さにはこの身体耐え切れるかと心配つもの

立江町 大西 和美

欲しいもの上から言えば健康と人望センズ運からお金

田浦町 太田カツミ

毎日を稽古に追われふり向けば度も畑も草叢のごとし

江田町 深田 伴子

焼跡に弟抱えしやがみ込む母は影絵か七月四日（空襲）

横須町 山崎 泰子

ドライヤーの温風に似る風のみち夏草はただ身をくねらせる